

上下水道局サービス推進部給水装置課

指定給水装置事業者の皆様へ

年度末における道路占用許可申請の取り扱いについて

日頃から、道路占用業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、年度末における道路占用許可申請について、令和7年3月12日（水）～令和7年3月31日（月）まで道路占用許可申請システムの運用規制がかかります。

これに伴い、占用許可申請を以下のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせいたします。

- 1 占用の始期が令和6年度内となる申請については、令和7年3月11日（火）までに許可申請を行う必要があることから、道路公園センターへの手続き処理上、**令和7年3月4日（火）までに水道利用加入金及び審査検査手数料をお支払いいただき、所管するサービスセンターの窓口で提示してください。**

道路掘削を伴う給水装置工事施工承認申込書は申請が受理され審査後、水道利用加入金及び審査検査手数料の納入通知書の発行は約1週間程いただいておりますので、余裕をもって申請してください。

また、大規模工事に関する申請は、事前協議等が必要となりますので、時間的に余裕（上記日時より前）を持って、申請に関する御相談をしてください。

- 2 占用の始期が令和7年度となる申請については、申請処理が**令和7年4月1日（火）から**となり**道路占用許可日の目安は令和7年4月15日（火）頃**となりますので御了承ください。